補助金に係る消費税の仕入控除税額の積算内訳書

（補助金ごとに作成すること）

　　　　法人名・補助施設名

○課税売上割合を記入　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　○課税売上割合95％未満の場合は、該当する算定方式に✓

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課税売上割合 | ％ | 消費税の申告において端数処理していない場合は端数処理せず、端数処理している場合は同様にする。 |  | 個別対応方式 |  | 一括比例配分方式 |

○計算表（円未満は切り捨て）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費　　　　　 ① | ①のうち消費税額　② | ②の内訳　※ | 仕入控除税額　　　　　　 ⑤ | ①に対する補助金の割合　　　　　⑥ | 補助金に係る消費税の仕入控除税額　 ⑦(⑤×⑥) |
| 課税売上対応分　　③ | 共通売上対応分　　④ | 非課税売上対応分 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  | 円 |

⑥＝補助金交付確定額÷①

記載上は適宜省略（0.6333...等）可。ただし⑦欄では端数もそのまま計算に入れてください。

⑤の計算方法は次のとおり。

(１)課税売上割合９５%以上の場合……⑤＝②

(２)課税売上割合９５％未満で個別対応方式の場合……

　　　　　　　　　　　　　⑤＝③＋（④×課税売上割合）

(３)課税売上割合９５％未満で一括比例配分方式の場合……

　　　　　　　　　　　　　⑤＝②×課税売上割合

実績報告書の精算額内訳表に記載された補助対象経費の合計額を記入。

※個別対応方式の場合の注意事項

　②の内訳で、すべて非課税売上対応分としている場合、⑤、⑥は記入不要、⑦（＝報告額）は０円となります。補助を受けた事業所がグループホームなど課税売上のない事業所の場合、これに該当することが多いようです。

課税売上割合９５%未満で、個別対応方式を採用している場合のみ記入。